

条	船舶救命設備規則	解 説
第48条	<p>第3章 救命設備の備付数量 第1節 救命器具 第1款 第1種船</p> <p>(救命艇及び救命いかだ) 第1種船には、次に掲げる救命艇及び救命いかだを備え付けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各舷に、最大搭載人員の37.5パーセントを収容するため十分な救命艇 2 各舷に、最大搭載人員の12.5パーセントを収容するため十分な救命艇又は救命いかだ 3 最大搭載人員の25パーセントを収容するため十分な救命いかだ <p>2 前項の規定によりロールオン・ロールオフ旅客船に備え付ける救命いかだは、自動復原膨脹式救命いかだ、両面膨脹式救命いかだ、自動復原固型救命いかだ又は両面固型救命いかだ(以下「自動復原救命いかだ等」という。)でなければならない。ただし、最大搭載人員の数から救命艇に収容できる人員の数を引いて得た数の人員の50パーセントを収容するため十分な自動復原救命いかだ等を前項の規定により備え付ける救命いかだに追加して備え付ける場合は、この限りでない。</p> <p>3 前2項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用膨脹式救命いかだ又は進水装置用固型救命いかだ(以下「進水装置用救命いかだ」という。)でなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあっては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水面上4.5メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ 2 当該救命いかだの定員分の人員が30分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ 	<p>第3章 救命設備の備付数量 第1節 救命器具 第1款 第1種船</p> <p>(救命艇及び救命いかだ) 48.3(a) 第1号の「水面上」とは、船舶の最小航海喫水状態における水面から乗艇場所までをいう。</p>
第49条	<p>前条の規定にかかわらず、短国際航海に従事する第1種船には、次に掲げる救命艇及び救命いかだを備え付けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最大搭載人員の30パーセントを収容するため十分な救命艇 2 最大搭載人員の70パーセントを収容するため十分な救命艇又は救命いかだ 3 最大搭載人員の25パーセントを収容するため十分な救命いかだ <p>2 前項の規定により備え付ける救命艇(同項第1号に係るものに限る。)は、できる限り各舷均等に備え付けなければならない。</p> <p>3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。</p>	
第50条	<p>前2条の規定にかかわらず、総トン数500トン未満の第1種船であって最大搭載人員が200人未満のものには、各舷に最大搭載人員を収容するため十分な救命いかだを備え付けてもよい。</p> <p>2 前項の規定により備え付ける救命いかだが反対舷へ容易に移動できないものである場合には、各舷において使用できる救命いかだが最大搭載人員の150パーセントを収容するため十分となるように追加の救命いかだを備え付けなければならない。</p> <p>3 前2項の規定により備え付ける救命いかだのうち1の救命いかだが使用できない場合に、各舷において使用できる救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分でないときは、各舷において使用できる救命艇又は救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分となるように追加の救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。</p> <p>4 第48条第2項の規定は、前3項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。</p> <p>5 前各項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあっては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最大搭載人員の200パーセントを収容するために必要な救命艇及び救命いかだ以外の救命いかだ 2 第48条第3項各号に掲げる救命いかだ 	<p>50.2(a) 「容易に移動できないもの」とは、次に掲げる要件に適合する救命いかだ以外の救命いかだ((b)において「容易に移動できるいかだ」という。)をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 質量が容器及び艀装品を含め、185kg以下であること。 (2) 暴露甲板上において、当該暴露甲板より上層又は下層の甲板を経由することなく反対舷に移動できる場所に積み付けられていること。 (3) 3人を超える人の作業を要しないこと。 (4) 次に掲げるもののいずれかであること。 <ol style="list-style-type: none"> (i) 人力により、容易に架台から取り外すことができ、かつ、移動できるもの。この場合において、移動距離は船の幅の1.5倍以内であること。 (ii) 船舶の動力源から独立した動力源により作動するクレーン等により、反対舷へ移動できるもの。 (iii) 「使用できる救命いかだ」には、反対舷にある容易に移動できるいかだを含む。 <p>50.3(a) 50.2(a)は、本項の規定の適用について準用する。</p>
第51条	<p>(救助艇) 総トン数500トン以上の第1種船には、各舷に1隻の救助艇を備え付けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 総トン数500トン未満の第1種船には、1隻の救助艇を備え付けなければならない。 3 前2項の規定によりロールオン・ロールオフ旅客船に備え付ける救助艇のうち少なくとも1隻は、高速救助艇でなければならない。 4 前3項の規定により備え付ける救助艇が、救命艇の要件に適合する場合には、第48条、第49条及び第50条第3項の規定の適用については、これを救命艇とみなすことができる。 5 第2項の規定により備え付ける救助艇が、救命艇の要件に適合し、かつ、いずれの舷においても使用できる救命いかだ又は当該救助艇が最大搭載人員の150パーセントを収容するため十分である場合には、第50条第1項及び第2項の規定の適用については、これを救命いかだとみなすことができる。 	
第52条	<p>(救命艇及び救助艇の数) 第1種船に備え付ける救命艇及び救助艇の合計数は、当該船舶に備え付ける救命いかだの数を6(短国際航海に従事する第1種船にあっては、9)で除して得られた値未満の数であってはならない。</p>	

第53条	<p>(救命浮環) 第1種船には、次の表に定める数の救命浮環を備え付けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="697 268 1291 457"> <thead> <tr> <th>船舶の長さ(単位メートル)</th> <th>救命浮環の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60未満</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>60以上120未満</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>120以上180未満</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>180以上240未満</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>240以上</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	船舶の長さ(単位メートル)	救命浮環の数	60未満	8	60以上120未満	12	120以上180未満	18	180以上240未満	24	240以上	30	<p>(救命浮環) 53.0(a) 「船舶の長さ」とは、満喫規則第4条の「船の長さ」をいう。以下 この省令において同じ。</p>
船舶の長さ(単位メートル)	救命浮環の数													
60未満	8													
60以上120未満	12													
120以上180未満	18													
180以上240未満	24													
240以上	30													
第54条	<p>(救命胴衣) 第1種船には、最大とう載人員と同数の救命胴衣を備え付けなければならない。 2 前項の規定により備え付ける救命胴衣が小児の使用に適さないときは、管海官庁が十分と認める数の小児用の救命胴衣を備え付けなければならない。 3 第1種船には、前2項に規定する救命胴衣のほか、当直員用の救命胴衣を備え付けなければならない。 4 第1種船には、前3項に規定する救命胴衣のほか、最大搭載人員の5パーセントに対する救命胴衣を備え付けなければならない。 5 第1種船であってロールオン・ロールオフ旅客船であるものには、前各項に規定する救命胴衣のほか、非常の際に旅客室に戻ることができないおそれのある旅客の数を考慮して管海官庁が十分と認める数の救命胴衣を備え付けなければならない。</p>	<p>(救命胴衣) 54.1(a) 旅客定員の0.3%以上の数の救命胴衣は、体重140kgまで又は胸囲1,750mmまでの者が着用できるもの又は着用できるように適切な補助具を備えているものであること。 54.2(a) 「管海官庁の十分と認める数」とは、次の各号に掲げる数とする。 (1) 幼児用救命胴衣 幼児と同数又は旅客定員の2.5%に相当する数のいずれか大きい数(幼児の数が予想できないときは、旅客定員の2.5%に相当する数) (2) 子供用救命胴衣 子供と同数又は旅客定員の10%に相当する数のいずれか大きい数(子供の数が予想できないときは、旅客定員の10%に相当する数) 54.3(a) 当直員用の救命胴衣の数は、船橋、機関制御室その他当直員が配置されている場所において当直員として指定されている人数分とする。 54.5(a) 「管海官庁が十分と認める数」とは、最大搭載人員の5パーセントに等しい数とする。</p>												
第54条の2	<p>(イマーシジョン・スーツ及び耐暴露服) 第1種船には、救助艇の乗員と同数のイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服を備え付けなければならない。 2 降下式乗込装置を備え付ける第1種船には、降下式乗込装置の操作要員と同数のイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服を備え付けなければならない。 3 管海官庁は、適当と認める程度に応じて、前2項の規定により備え付けるイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服の数を減じることができる。</p>	<p>(イマーシジョン・スーツ及び耐暴露服) 54-2.1(a) 「救助艇の乗員と同数」とは、救助艇部署において救助艇の乗員として指定されている人数分とし、最低3着とする。 54-2.2(a) 「降下式乗込装置の操作要員と同数」とは、退船部署配置において降下式乗込装置のプラットフォーム(降下式乗込装置がプラットフォームを有さないものである場合には、降下路に直接連結された救命いかだの内部)における操作要員として指定されている人数分とする。 54-2.3(a) 温暖海域のみを航行する船舶には、第1項及び第2項の規定によるイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服を備え付けることを要しない。この場合において、温暖海域とは、1年を通じて水温が15℃以上の海域とするが、本項の適用については、当該船舶の航路等の資料を添えて、検査測度課長まで伺い出でること。</p>												
第55条	<p>(救命索発射器) 第1種船には、1個の救命索発射器を備え付けなければならない。</p>													
第55条の2	<p>(遭難者揚収装置) 第1種船であってロールオン・ロールオフ旅客船であるものには、1以上の遭難者揚収装置を備え付けなければならない。</p>													
第55条の3	<p>(沿海区域を航行区域とする第1種船に対する緩和) 沿海区域を航行区域とする第1種船については、管海官庁は、適当と認める程度に応じて第25条第5項、第48条から第52条まで及び前条の規定の適用を緩和することができる。</p>	<p>(沿海区域を航行区域とする第1種船に対する緩和) 55-3.0(a) 緩和の限度は、沿海区域を航行区域とする第2種船に対する規定までとする。</p>												
第56条	<p>第2款 第2種船 (救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船には、最大搭載人員(総トン数1000トン以上のロールオン・ロールオフ旅客船にあっては、最大搭載人員の105パーセント)を収容するため十分な救命艇又は救命いかだ(ロールオン・ロールオフ旅客船に備え付ける救命いかだにあっては、自動復原救命いかだ等)に限る。次条第1項及び第3項において同じ。)を備え付けなければならない。 2 前項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、第48条第3項各号に掲げる救命いかだにあっては、この限りでない。</p>	<p>第2款 第2種船 (救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環)</p>												
第57条	<p>沿海区域を航行区域とする第2種船には、最大搭載人員(総トン数1000トン以上のロールオン・ロールオフ旅客船にあっては、最大搭載人員の105パーセント)を収容するため十分な救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。 2 前条第2項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。 3 第1項の船舶であってその航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されているものには、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環(ロールオン・ロールオフ旅客船にあっては、管海官庁が適当と認める救命浮器)を備え付けることができる。 4 前項の規定により救命浮環を備え付ける場合には、1個の救命浮環につき1人を収容するものとする。</p>	<p>57.3(a) 「管海官庁が適当と認める救命浮器」については、次に掲げるところによること。 (1) 第26条に規定するところによるほか、次に掲げる要件に適合するものであること。 (i) 水面上に人員を有効に支えることができる構造のものであること。 (ii) 床は防水性のものであること。 (iii) 内周にも救命索が取り付けられていること。 (iv) 水中の人がよじ登ることができる装置が取り付けられた乗込口を2箇所以上有すること。 (v) 降下式乗込装置に連結することができるものであること。なお、降下式乗込装置と海上退船システムを構成する場合は、積付方法に関して90.1(m)から(s)まで及び97.0を準用</p>												

		<p>する。</p> <p>(vi) 救命浮器の定員に応じ、次に掲げる容積以上の合計容積を有する安定水のうが取り付けられていること。</p> <p>(イ) 定員 10 人以下 125L</p> <p>(ロ) 定員 10 人を超える 定員×12L</p> <p>(vii) 膨脹により浮力が得られる救命浮器にあつては、充気ポンプ又はふいごを圧力維持のために使用できるような装置が取り付けられていること。</p> <p>(2) 定員は、第 27 条の規定にかかわらず、当該救命浮器の浮力(ニュートン)を 835 で除して得た最大整数又は床の面積を 0.375 で除して得た最大整数のうちいずれか小さい数とする。</p> <p>(3) 次に掲げる艤装品が取り付けられていること。</p> <p>(i) 浮輪 1 個</p> <p>(ii) ナイフ 1 個(膨脹式の救命浮器にあつては、安全ナイフであること。)</p> <p>(iii) あかくみ 1 個</p> <p>(iv) スポンジ 1 個</p> <p>(v) シー・アンカー 1 個</p> <p>(vi) かい 2 本</p> <p>(vii) 修理用具 1 式(膨脹式の救命浮器に限る。)</p> <p>(viii) 充気ポンプ又はふいご 1 個(膨脹式の救命浮器に限る。)</p> <p>(x) 落下傘付信号 2 個</p> <p>(xi) 信号紅炎 3 個</p> <p>(xii) 発煙浮信号 1 個</p> <p>(4) (3)の艤装品は、適当な容器に収納し、かつ、救命浮器内に定着されていること。ただし、水上に 30 分以上浮くことができる容器に収納するものにあつては、定着を要しない。</p>																											
第 58 条	<p>平水区域を航行区域とする第 2 種船には、最大搭載人員の 50 パーセント（湖川港内のみを航行する第 2 種船にあつては、25 パーセント）を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命浮環を備え付けなければならない。</p> <p>2 第 56 条第 2 項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。</p> <p>3 前条第 4 項の規定は、第 1 項の規定により備え付け救命浮環について準用する。</p>																												
第 58 条の 2	<p>(救助艇)</p> <p>遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第 2 種船及び沿海区域を航行区域とする第 2 種船であつてロールオン・ロールオフ旅客船であるもの（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されており、かつ、総トン数が 500 トン未満のものを除く。）には、1 隻の救助艇を備え付けなければならない。</p> <p>2 前項の規定によりロールオン・ロールオフ旅客船に備え付ける救助艇は、高速救助艇でなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 前 2 項の規定により備え付ける救助艇が、救命艇の要件に適合する場合には、第 56 条及び第 57 条の規定の適用については、これを救命艇とみなすことができる。</p>	<p>(救助艇)</p> <p>58-2.2(a) 「管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合」とは、当該船舶の総トン数が 500 トン未満である場合をいう。</p>																											
第 59 条	<p>(救命浮環)</p> <p>第 2 種船には、次の表に定める数の救命浮環を備え付けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="350 1381 1638 1633"> <thead> <tr> <th rowspan="2">船舶の長さ（単位メートル）</th> <th colspan="3">救命浮環の数</th> </tr> <tr> <th>遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの</th> <th>沿海区域を航行区域とするもの</th> <th>平水区域を航行区域とするもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 未満</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>30 以上 60 未満</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>60 以上 120 未満</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>120 以上 180 未満</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>180 以上</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	船舶の長さ（単位メートル）	救命浮環の数			遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの	沿海区域を航行区域とするもの	平水区域を航行区域とするもの	30 未満	4	4	2	30 以上 60 未満	4	4	4	60 以上 120 未満	6	6	4	120 以上 180 未満	8	6	4	180 以上	12	6	4	
船舶の長さ（単位メートル）	救命浮環の数																												
	遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの	沿海区域を航行区域とするもの	平水区域を航行区域とするもの																										
30 未満	4	4	2																										
30 以上 60 未満	4	4	4																										
60 以上 120 未満	6	6	4																										
120 以上 180 未満	8	6	4																										
180 以上	12	6	4																										
第 60 条	<p>(救命胴衣)</p> <p>第 2 種船には、最大搭載人員と同数の救命胴衣を備え付けなければならない。ただし、平水区域を航行区域とする第 2 種船であつて最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命浮環を備え付けているもの（ロールオン・ロールオフ旅客船を除く。）には、最大搭載人員の 10 パーセントに対する救命胴衣を備え付ければよい。</p> <p>2 小児をとう載する第 2 種船であつて実際にとう載する人員が最大とう載人員をこえるものには、そのこえる人員と同数の追加の救命胴衣を備え付けなければならない。ただし、前項ただし書に規定する第 2 種船については、この限りでない。</p>	<p>(救命胴衣)</p> <p>60.1(a) 54.1(a)は、本項の規定の適用について準用する。ただし、本項ただし書きの規定を適用する船舶にあつては、この限りでない。</p> <p>60.3(a) 54.2(a)は、本項の規定の適用について準用する。ただし、第 60 条第 1 項ただし書きに規定する第 2 種船については、備え付けを要しない。</p> <p>60.4(a) 54.5(a)は、本項の規定の適用について準用する。</p>																											

	<p>3 小児をとう載する第2種船には、前2項の規定により備え付ける救命胴衣が小児の使用に適さないときは、管海官庁が十分と認める数の小児用の救命胴衣を備え付けなければならない。</p> <p>4 第2種船であってロールオン・ロールオフ旅客船であるもの（平水区域を航行区域とするもの及び総トン数1000トン未満のものを除く。）には、前3項に規定する救命胴衣のほか、非常の際に旅客室に戻るできないおそれのある旅客の数を考慮して管海官庁が十分と認める数の救命胴衣を備え付けなければならない。</p>	
第60条の2	<p>(イマーシジョン・スーツ及び耐暴露服)</p> <p>遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船には、救助艇の乗員と同数のイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服を備え付けなければならない。</p> <p>2 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船であって降下式乗込装置を備え付けるものには、降下式乗込装置の操作要員と同数のイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服を備え付けなければならない。</p> <p>3 第54条の2第3項の規定は、前2項の規定によるイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服の備付けについて準用する。</p>	<p>(イマーシジョン・スーツ及び耐暴露服)</p> <p>60-2.1(a) 54-2.1(a)は、本項の規定の適用について準用する。</p> <p>60-2.2(a) 54-2.2(a)は、本項の規定の適用について準用する。</p>
第61条	<p>(救命索発射器)</p> <p>遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第2種船であって第56条の規定により救命いかだのみを備え付けるものには、1個の救命索発射器を備え付けなければならない。</p>	
第61条の2	<p>(係留船に対する緩和)</p> <p>係留船については、管海官庁は、当該係留船の係留の態様を考慮して相当と認める程度に応じて第57条、第58条、第59条及び第60条の規定の適用を緩和することができる。</p>	
第62条	<p>第3款 第3種船</p> <p>(救命艇及び救命いかだ)</p> <p>第3種船には、次に掲げる救命艇（部分閉囲型救命艇を除く。以下この条から第64条までにおいて同じ。）及び救命いかだを備え付けなければならない。</p> <p>1 各舷に、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇</p> <p>2 最大搭載人員を収容するため十分な救命いかだ</p> <p>2 前項の規定により備え付ける救命いかだが反対舷へ容易に移動できないものである場合には、各舷において使用できる救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分となるように追加の救命いかだを備え付けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第3種船であって船舶安全法施行規則第12条の2第1項第5号イからハまでのいずれかに該当する船舶には、次に掲げる救命艇及び救命いかだを備え付けなければならない。</p> <p>1 船尾に、最大搭載人員を収容するため十分な自由降下式救命艇</p> <p>2 各舷に、最大搭載人員を収容するために十分な救命いかだ</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第3種船(前項の船舶を除く。)には、前項の救命艇及び救命いかだを備え付けてもよい。</p> <p>5 救命艇及び救命いかだが船首又は船尾より100メートルを超える場所に備え付けられている第3種船には、前各項の規定により備え付ける救命いかだのほか、それぞれ1の救命いかだをできる限り前方又は後方に備え付けなければならない。</p> <p>6 第1項、第3項又は第4項の規定により、引火点が摂氏60度以下の貨物を運送するタンカーに備え付ける救命艇は、耐火救命艇でなければならない。</p> <p>7 第1項、第3項または第4項の規定により、毒性を有する貨物のばら積み輸送に使用される船舶（前項のタンカーを除く。）に備え付ける救命艇は、空気自給式救命艇又は耐火救命艇でなければならない。</p> <p>8 第1項及び第2項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあっては、この限りでない。</p> <p>1 当該救命いかだの定員分の人員が十分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ</p> <p>2 第48条第3項第1号及び第50条第5項第1号に掲げる救命いかだ</p>	<p>第3款 第3種船</p> <p>(救命艇及び救命いかだ)</p> <p>62.2(a) 50.2は、本項の規定の適用について準用する。この場合において、50.2(a)(1)中「185 kg以下」とあるのは「185 kg未満」と読み替えるものとする。</p> <p>62.5(a) 船首又は船尾からの距離は、最上層の全通甲板の船首材又は船尾材の交点からそれぞれ救命艇又は救命いかだの先端または後端までの距離とする。</p> <p>62.7(a) 「毒性を有する物質」とは、危規則の規定により非常用の呼吸具等が要求される貨物をいう。</p>
第63条	<p>前条第1項から第4項までの規定にかかわらず、長さ85メートル未満の第3種船（油タンカー等を除く。）には、各舷に、最大搭載人員を収容するため十分な救命いかだを備え付けてもよい。</p> <p>2 第50条第2項及び第3項の規定は、前項の船舶について準用する。この場合において、同条第3項中「救命艇」とあるのは「救命艇（部分閉囲型救命艇を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前条第8項の規定は、第1項並びに前項において準用する第50条第2項及び第3項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。</p>	
第64条	<p>(救助艇)</p> <p>第3種船には、1隻の救助艇を備え付けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により備え付ける救助艇が、救命艇の要件に適合する場合には、第62条及び第63条第2項にお</p>	

	<p>いて準用する第50条第3項の規定の適用については、これを救命艇とみなすことができる。</p> <p>3 第1項の規定により備え付ける救助艇が、救命艇の要件に適合し、かつ、船舶のいずれの舷においても使用できる救命いかだ又は当該救助艇が最大搭載人員の150パーセントを収容するため十分である場合には、第63条第1項及び同条第2項において準用する第50条第2項の規定の適用については、これを救命いかだとみなすことができる。</p>											
第64条の2	(沿海区域を航行区域とする第三種船に対する緩和) 沿海区域を航行区域とする第三種船については、管海官庁は、相当と認める程度に応じて第62条から前条までの規定の適用を緩和することができる。	(沿海区域を航行区域とする第三種船に対する緩和) 64-2.0(a) 緩和の限度は、近海区域を航行区域とする第四種船に対する規定までとする。										
第65条	(救命浮環) 第三種船には、次の表に定める数の救命浮環を備え付けなければならない。 <table border="1" data-bbox="706 514 1279 674"> <thead> <tr> <th>船舶の長さ(単位メートル)</th> <th>救命浮環の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100未満</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>100以上150未満</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>150以上200未満</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>200以上</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>	船舶の長さ(単位メートル)	救命浮環の数	100未満	8	100以上150未満	10	150以上200未満	12	200以上	14	
船舶の長さ(単位メートル)	救命浮環の数											
100未満	8											
100以上150未満	10											
150以上200未満	12											
200以上	14											
第66条	(救命胴衣) 第三種船には、最大とう載人員と同数の救命胴衣を備え付けなければならない。 2 第三種船には、前項に規定する救命胴衣のほか、当直員用及び離れた位置にある救命艇及び救命いかだ用の救命胴衣を備え付けなければならない。	(救命胴衣) 66.2(a) 54.3(a)は、本項の規定の適用について準用する。 (b) 「離れた位置にある救命艇及び救命いかだ」とは、第62条第5項により備え付ける救命いかだ及び居住区域の近くにある救命艇又は救命いかだから100m以上離れて備え付ける救命艇又は救命いかだをいう。 (c) 離れた位置にある救命艇及び救命いかだ用の救命胴衣の数は、2着以上とする。										
第66条の2	(イマーシジョン・スーツ及び耐暴露服) 第三種船には、最大搭載人員と同数のイマーシジョン・スーツを備え付けなければならない。 2 第三種船には、前項に規定するイマーシジョン・スーツのほか、当直員用及び救命いかだ(第62条第5項の規定により備え付けるものに限る。)に乗り込む者用のイマーシジョン・スーツを備え付けなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第四種船(限定近海船を除く。)であって船舶安全法施行規則第12条の2第1項第5号イからハまでのいずれかに該当する船舶には、次の各号に掲げる救命艇又は救命いかだのいずれかを備え付けなければならない。この場合において、タンカーに備え付ける救命いかだは、当該救命いかだが発火舷とならないよう措置が講じられたものでなければならない。 1 船尾に、最大搭載人員を搭載するため十分な自由降下式救命艇 2 各舷に最大搭載人員を収容するため十分な救命いかだ 4 降下式乗込装置を備え付ける第三種船には、前3項に規定するイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服のほか降下式乗込装置の操作要員と同数のイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服を備え付けなければならない。 5 第1項及び第2項の規定により備え付けるイマーシジョン・スーツが救命胴衣の要件に適合する場合には、前条の規定の適用については、これを救命胴衣とみなすことができる。 6 第54条の2第3項の規定は、第1項から第4項までの規定によるイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服の備付けについて準用する。	(イマーシジョン・スーツ及び耐暴露服) 66-2.2(a) 当直員用のイマーシジョン・スーツの数は、54-2.3(a)救命胴衣の数とする。ただし、第66条の2第1項の規定により備え付けるイマーシジョン・スーツの収納場所から離れた位置にある作業場所(船橋、機関制御室その他当直員が配置される場所を除く。)に継続的に作業員を配置する場合には、その人数分を上記の数に加えた数とする。なお、この場合において、「継続的に」とは当直と同程度にその場所に配置されることをいう。 (b) 第62条第5項の規定により離れた場所に備え付ける救命いかだ用のイマーシジョン・スーツの数は、2着以上とする。 66-2.3(a) 54-2.1(a)は、本項の規定の適用について準用する。 66-2.4(a) 当直員用のイマーシジョン・スーツの数は、54-3(a)の救命胴衣の数とする。ただし、第66条の2第1項の規定により備え付けるイマーシジョン・スーツの収納場所から離れた位置にある作業場所(船橋、機関制御室その他当直員が配置される場所を除く。)に継続的に作業員を配置する場合には、その人数分を上記の数に加えた数とする。なお、この場合において、「継続的に」とは当直と同程度にその場所に配置されることをいう。 66-2.6(a) 本項において準用する場合の第54条の2第3項の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) 54-2.3(a)は、第1項から第4項までの規定によるイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服の備え付けについて準用する。(船舶安全法施行規則第12条の2第1項第5号の船舶を除く。) (2) (1)に掲げるところによるほか、第3項及び第4項の規定によるイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服については、第1項及び第2項の規定により備え付けるイマーシジョン・スーツと兼用して差し支えない。なお、この場合、第3項及び第4項の規定によるイマーシジョン・スーツ又は耐暴露服は必要ない。										
第67条	(救命索発射器) 第三種船には、1個の救命索発射器を備え付けなければならない。											
第68条	第4款 第四種船 (救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第四種船には、各舷に、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。この場合において、タンカーに備え付ける救命いかだは、当該救命いかだが発火源とならないよう措置が講じられたものでなければならない。 2 練習船その他多数の人員をとう載する第四種船については、管海官庁は、相当と認める程度に応じて前項の規定の適用を緩和することができる。ただし、備え付けなければならない救命艇又は救命いかだは、少なくとも最大とう載人員を収容するため十分なものでなければならない。	第4款 第四種船 (救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環) 68.1(a) 「発火源とならないよう措置が講じられたもの」とは、次のものをいう。 (1) 膨脹部分及び床が、次に掲げるところによる材料で作られた膨脹式救命いかだ (i) 導電性は、表面固有抵抗値が10 ⁵ Ω以下のものであること。 (ii) 耐油性については、JIS K6301「加硫ゴム物理試験方法」による耐油試験装置により、40℃の温度において166時間浸漬したのちに、オストワルド式気密試験機により流動パラフィン30(±2)mmの圧力の水素を30分間通過し、その透過量が24時間につき5l/m ² 以下の気密性を有するものであること。										

		60以上120未満	6	2	3	1	3	1	2	1																																															
		120以上180未満	9	2	4	2	3	1	2	1																																															
		180以上240未満	12	2	6	2	3	1	2	1																																															
		240以上	15	2	6	2	3	1	2	1																																															
第74条	第3種船及び第4種船には、次の表に定める数の自己点灯及び自己発煙信号を備え付けなければならない。ただし、湖川港内のみを航行するものには、自己発煙信号を備え付けることを要しない。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">船舶の長さ（単位メートル）</td> <td colspan="2">第3種船</td> <td colspan="2">第4種船</td> </tr> <tr> <td>自己点灯</td> <td>自己発煙信号</td> <td>自己点灯</td> <td>自己発煙信号</td> </tr> <tr> <td>30未満</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30以上100未満</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>100以上150未満</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>150以上200未満</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>200以上</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定によりタンカーに備え付ける自己点灯は、電池式のものでなければならない。</p>									船舶の長さ（単位メートル）	第3種船		第4種船		自己点灯	自己発煙信号	自己点灯	自己発煙信号	30未満	4	2	1		30以上100未満	4	2	2	1	100以上150未満	5	2	2	1	150以上200未満	6	2	2	1	200以上	7	2	2	1													
船舶の長さ（単位メートル）	第3種船		第4種船																																																						
	自己点灯	自己発煙信号	自己点灯	自己発煙信号																																																					
30未満	4	2	1																																																						
30以上100未満	4	2	2	1																																																					
100以上150未満	5	2	2	1																																																					
150以上200未満	6	2	2	1																																																					
200以上	7	2	2	1																																																					
第75条	(自己発煙信号) 第1種船、第2種船、第3種船及び第4種船（以下「第1種船等」という。）には、第73条又は前条の規定により備え付ける自己発煙信号のほか、1個の自己発煙信号を備え付けなければならない。ただし、平水区域を航行区域とするものについては、この限りでない。																																																								
第75条の2	(救命胴衣灯) 第1種船、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船、第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第4種船に、第54条、第60条、第66条及び第71条の規定により備え付ける救命胴衣並びに第54条の2、第60条の2、第66条の2及び第71条の2の規定により備え付けるイマーショングッズ（救命胴衣を着用して使用するものを除く。）及び耐暴露服には、救命胴衣灯を取り付けなければならない。																																																								
第76条	(落下傘付信号及び火せん) 第1種船、第2種船、第3種船（船舶安全法施行規則第1条第2項第2号、第3号又は第4号の船舶（同項第2号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事する船舶を除く。）を除く。）及び第4種船には、次の表に定める数の落下傘付信号及び火せんを備え付けなければならない。ただし、湖川港内のみを航行するものについては、この限りでない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">船舶の種類</th> <th colspan="2">遠洋区域を航行区域とするもの</th> <th colspan="2">近海区域を航行区域とするもの</th> <th colspan="2">沿海区域を航行区域とするもの</th> <th>平水区域を航行区域とするもの</th> </tr> <tr> <th>落下傘付信号</th> <th>火せん</th> <th>落下傘付信号</th> <th>火せん</th> <th>落下傘付信号</th> <th>火せん</th> <th>落下傘付信号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種船</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2種船</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第3種船</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4種船</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3種船（船舶安全法施行規則第1条第2項第2号、第3号又は第4号の船舶（同項第2号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事する船舶を除く。）に限る。）には、12個の落下傘付信号及び6個の火せんを備え付けなければならない。</p>									船舶の種類	遠洋区域を航行区域とするもの		近海区域を航行区域とするもの		沿海区域を航行区域とするもの		平水区域を航行区域とするもの	落下傘付信号	火せん	落下傘付信号	火せん	落下傘付信号	火せん	落下傘付信号	第1種船	12	6	12	6	12	4		第2種船	12	6	8	4	4	2	2	第3種船	12	6	12	6	12	4		第4種船	12	6	8	4	4	2	
船舶の種類	遠洋区域を航行区域とするもの		近海区域を航行区域とするもの		沿海区域を航行区域とするもの		平水区域を航行区域とするもの																																																		
	落下傘付信号	火せん	落下傘付信号	火せん	落下傘付信号	火せん	落下傘付信号																																																		
第1種船	12	6	12	6	12	4																																																			
第2種船	12	6	8	4	4	2	2																																																		
第3種船	12	6	12	6	12	4																																																			
第4種船	12	6	8	4	4	2																																																			
第77条	(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置) 第2種船又は第4種船であつて次に掲げるもの以外のもの、第1種船及び第3種船には、1個の浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。 1 平水区域を航行区域とする船舶 2 沿海区域を航行区域とする船舶であつて、その航行区域が瀬戸内（特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）第16条の瀬戸内をいう。）に限定されているもの 3 第57条第3項又は第69条第2項第1号の船舶																																																								
第77条の2	(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置) 前条に規定する船舶には、1個の非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を船橋その他適当な場所に積み付け、又は当該場所から遠隔操作することができるように積み付けるもの及び管海官庁が設備等を考慮して差し支えないと認める船舶については、この限りでない。	(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置) 77-2.0(a) 「船橋その他適当な場所」とは、国際航海に従事する旅客船にあつては船橋内とする。 (b) 「管海官庁が設備等を考慮して差し支えないと認める船舶」とは、次に掲げるいずれかの設備をもって非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置に代えた船舶をいう。 (1) HFデジタル選択呼出装置(設備規程第146条の38の2第2項の規定により備えたものを																																																							

		除く。) (2) インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話(設備規程第311条の22の規定により備えたものを除く。)
第78条	(レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置) 第1種船、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船、第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第4種船(限定近海船(旅客船を除く。))には各舷に1個(第62条第3項又は第4項の規定により自由降下式救命艇を備え付ける第3種船にあっては、当該救命艇及び本船にそれぞれ1個)のレーダー・トランスポンダーを備え付けなければならない。 2 沿海区域を航行区域とする第2種船及び遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする第4種船(前項に規定する第4種船を除く。)には、1個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。ただし、第77条第2号又は第3号に掲げる船舶については、この限りでない。	
第79条	(持運び式双方向無線電話装置) 第1種船、第2種船(遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。)及び第3種船には3個、第2種船(沿海区域を航行区域とするものに限る。)及び第4種船(総トン数300トン未満のものであつて沿海区域を航行区域とするものを除く。)には2個、第4種船(国際航海に従事する総トン数300トン未満のものであつて沿海区域を航行区域とするものに限る。)には1個の持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。ただし、第2種船又は第4種船であつて、第77条各号に掲げるものについては、この限りでない。	(持運び式双方向無線電話装置) 79.0(a) 3以上の垂直区域を有する旅客船又は船の長さが120メートル以上の旅客船(第一種船及び遠洋区域及び近海区域を航行区域とする第二種船(限定近海船を除く。))に限る。)に備え付けるものにあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、当該主垂直区域以外の主垂直区域内において、3時間以上その機能が損なわれないように、異なる主垂直区域に分けて配置すること(当該船舶において、固定式双方向無線電話装置又は船舶航空機間双方向無線電話装置が異なる主垂直区域に分けて配置されている場合を除く。)。ただし、これと同等以上の効力を有する方法等により、3時間以上当該装置の機能が損なわれないための措置を講じる場合にあつては、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。
第79条の2	(船舶航空機間双方向無線電話装置) 第1種船には、1個の船舶航空機間双方向無線電話装置を備え付けなければならない。	
第80条	(探照灯) 第1種船及び第3種船に備え付ける救命艇には、それぞれ1個の探照灯を取り付けなければならない。 2 第1種船等に備え付ける救助艇には、それぞれ1個の探照灯を取り付けなければならない。	
第80条の2	(再帰反射材) 第1種船等に備え付ける救命艇、救命いかだ、救命浮器、救助艇、救命浮環、救命胴衣、イマーション・スーツ、救命いかだ支援艇及び浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置には、管海官庁の適当と認める方法により再帰反射材を取り付けなければならない。	(再帰反射材) 80-2.1(a) 「管海官庁の適当と認める方法」は、附属書[3]「再帰反射材の取り付け方法」によること。
第81条	(船上通信装置) 第1種船、第2種船(遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。)及び第3種船には、船上通信装置を備え付けなければならない。 2 降下式乗込装置を備え付ける第1種船等には、当該降下式乗込装置に係る乗艇場所と当該降下式乗込装置のプラットフォーム(降下式乗込装置がプラットフォームを有しない場合には、当該降下式乗込装置の降下路に連結された救命いかだ)の相互間の通信を行うための船上通信装置を備え付けなければならない。	(船上通信装置) 81.0(a) 本装置を無線で計画する船舶であつて、当該装置が双方向無線電話装置の要件に適合する場合は、指令場所(船橋)に当該船舶の双方向無線電話装置と通話できる装置を別に1備えることを条件に、他は兼用して差し支えない。
第82条	(警報装置) 第1種船等には、非常の際に乗船者に指示を与えるための汽笛又はサイレンによる警報装置を備え付けなければならない。 2 前項の警報装置を船内のすべての場所で聞くことができない場合には、電気式の警報装置を補完しなければならない。 3 第1種船、第2種船及び第3種船には、非常の際に乗船者に指示を与えるための拡声器による警報装置を備え付けなければならない。 4 前3項の規定により備え付ける警報装置は、中央制御場所及び船橋その他の指令場所から操作することができるものでなければならない。ただし、汽笛にあっては、船橋以外の指令場所から操作することができないものであつてもよい。	(警報装置) 82.0(a) 3以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが120メートル以上の旅客船(第一種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船(限定近海船を除く。))に限る。)に備え付けるものにあつては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、3時間以上その機能が損なわれないように、異なる主垂直区域に当該装置を設置するか、配線を「A-60」で構成されたトランクで保護すること。ただし、これと同等以上の効力を有する方法等により措置を講じる場合にあつては、資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。 (b) 火災により使用不可能な主垂直区域において、非常照明装置は、その機能を維持することを要しない。 82.1(a) 設備規程第146条の7の規定により備え付ける汽笛又はサイレンをもって、本項の警報装置として差し支えない。 82.2(a) 補完の方法については、次に掲げるところによること。 (1) 汽笛又はサイレンと連動させて警報を発することができる場合には、電気式の警報装置を第1項の汽笛又はサイレンを聞くことができない場所で聞くことができるように設置すればよい。 (2) 汽笛又はサイレンと連動させることができない場合には、電気式の警報装置を船内のすべての場所で聞くことができるように設置することができるように設置しなければならない。 (3) 第1種船又は第3種船にあっては、拡声器が備え付けられていない船室には電気式の警報装置を設置すること。

		82.3(a) 拡声器による警報装置は、一般非常警報を発する警報装置とは独立したものであり、かつ、警報装置の回路と拡声器による警報装置の回路とが同時に損傷を受けることがないように備え付けられたものであること。ただし、回路が断線した場合又は増幅器が故障した場合においても、一般非常警報又は船内通報のいずれかを行うことができるものについては、回路及び増幅器を兼用することとして差し支えない。 (b) 旅客区域及び船員区域に個別に放送できるものであること。 82.4(a) 「指令場所」とは、退船等の指揮に当たる場所をいう。
第82条の2	(係留船に対する緩和) 係留船については、管海官庁は、当該係留船の係留の態様を考慮して適当と認める程度に応じて第73条から第75条まで、第76条から第79条までの規定の適用を緩和することができる。	
第83条	第3節 進水装置等 (救命艇揚卸装置) 救命艇を備え付ける第1種船等には、1隻の救命艇につき1個の救命艇揚卸装置を備え付けなければならない。ただし、平水区域を航行区域とする第2種船、第57条第3項の第2種船及び第68条第2項の第4種船には、救命艇揚卸装置に代えて管海官庁が適当と認める他の揚おろし装置を備え付けることができる。	第3節 進水装置等
第84条	(救命いかだ進水装置) 第1種船であって第48条第1項、第49条第1項又は第50条第1項から第3項までの規定により進水装置用救命いかだを備え付けるもの及び第2種船であって第56条第1項、第57条第1項又は第58条第1項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、当該救命いかだに定員を積載したまま静穏な状態において30分以内に水上におろすため十分であると管海官庁が認める数の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。 2 第3種船であって第62条第1項及び第2項又は第63条第1項から第3項までの規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、当該救命いかだを定員を満載したまま静穏な状態において10分以内に水上におろすため十分であると管海官庁が認める数の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。 3 前2項の規定により備え付ける救命いかだ進水装置は、各舷に、1個以上、かつ、できる限り同数配置しなければならない(第63条第3項の規定により備え付ける救命いかだを水上におろすための救命いかだ進水装置を除く。) 4 第1項の規定により備え付ける救命いかだ進水装置が遭難者揚収装置の要件に適合する場合には、第55条の2の規定の適用については、これを遭難者揚収装置とみなすことができる。 5 第2項の規定は、第3種船であって第62条第3項又は第4項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものについて準用する。	
第85条	(救命浮器進水装置) 質量が185キログラムを超える救命浮器を備え付ける第1種船等には、当該救命浮器を進水させるため十分な数の救命浮器進水装置を備え付けなければならない。	
第85条の2	(救助艇揚卸装置) 救助艇を備え付ける第1種船等には、一隻の救助艇につき一個の救助艇揚卸装置を備え付けなければならない。	
第85条の3	(救命いかだ支援艇進水装置) 救命いかだ支援艇を備え付ける船舶には、1隻の救命いかだ支援艇につき1個の救命いかだ支援艇進水装置を備え付けなければならない。ただし、膨脹式の救命いかだ支援艇を備え付ける船舶にあつては、当該救命いかだ支援艇に定員を積載したまま迅速に水上におろすため十分であると管海官庁が認める数の救命いかだ支援艇進水装置を備え付ければよい。 2 前項の規定にかかわらず、管海官庁がフリーボード、救命いかだ支援艇の質量等を考慮して差し支えないと認める場合は、前項の救命いかだ支援艇進水装置に代えて管海官庁が適当と認める他の進水装置を備え付け、又は救命いかだ支援艇進水装置を備え付けないことができる。	(救命いかだ支援艇進水装置) 85-3.0(a) 「管海官庁が十分であると認める数」とは、当該救命いかだ支援艇を30分以内に降ろせる数とする。
第86条	(乗込装置) 第1種船等には、水上にある救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救助艇への乗込みを容易にするため十分な数の乗込装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が船舶の大きさ、フリーボード等を考慮して差し支えないと認める場合には、その一部又は全部を備え付けることを要しない。 2 前項の規定にかかわらず、第62条第5項の規定により備え付ける救命いかだに乗り込むための乗込装置は、前項の乗込装置に代えて管海官庁が適当と認める乗込装置を備え付けることができる。 3 第1項の規定により第1種船又は第2種船に備え付ける乗込装置が降下式乗込装置である場合には、当該装置は、各舷に、1個以上、かつ、できる限り同数配置しなければならない。 4 第1項の規定により備え付ける乗込装置が降下式乗込装置である場合であつて当該装置が遭難者揚収装置の要	(乗込装置) 86.1(a) 本項の規定は、第57条第3項の規定によりロールオン・ロールオフ旅客船に備え付ける救命浮器以外の救命浮器への乗込みについては適用しない。 (b) 各乗艇場所又は隣接する2の乗艇場所ごとに乗込用はしごを設ければ「十分な数」と認めて差し支えない。ただし、第1種船又は第2種船にあつては、各舷に1の乗込み用はしごを備え付けることを条件として、他の乗込装置(網ばしご、降下式乗込装置等)として差し支えない。 (c) (b)の「他の乗込装置」を縄ばしごととする場合は、当該網ばしごは、次に掲げるところによるものであること。 (1) 網ばしごのステップは、木又はアルミ製とし、すべり止めの溝等を設けること。

	<p>件に適合するときは、第55条の2の規定の適用については、これを遭難者揚収装置とみなすことができる。</p>	<p>(2) ロープ、ステップ等は十分な強度を有するものであること。 (3) 網ばしごの列数は、次式を満足すること。 片舷の列数$\geq 3n/(540-h)$ n：乗艇場所における脱出人員数 h：乗艇場所の水面上の高さ(m) (d) 乗艇場所の水面上の高さが2mを超え4.5m未満のロールオン・ロールオフ旅客船には、(b)にかかわらず、(c)を満足する網ばしごが片舷2以上備え付けられていること。 (e) 第57条第3項の規定によりロールオン・ロールオフ旅客船に備え付ける救命浮器に乗込むための乗込装置については、次に掲げるところによること。 (1) 乗込場所の水面上の高さが2mを超え4.5m未満のロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、(d)に掲げるところによること。 (2) 乗込場所の水面上の高さが4.5m以上のロールオン・ロールオフ旅客船には、降下式乗込装置を備え付けること。 86.1.3(a) 第1種船であつてロールオン・ロールオフ旅客船であるものにあつては、各舷に同数備え付けること。 (b) 乗艇場所が複数の甲板に設けられる場合の降下式乗込装置の備え付けについては、次に掲げるところによること。 (i) 各甲板ごとに、各舷1以上、かつ、当該乗艇場所から脱出する人員を30分以内に脱出させることができる数の降下式乗込装置を備え付けること。 (ii) 第2種船にあつては、(i)にかかわらず、隣接する2の甲板に乗艇場所を設け、かつ、当該乗艇場所相互が「3-1 船舶設備規程」122-2-2.2(a)に規定する幅を有する暴露した脱出経路により連結されている場合は、各甲板ごとに、当該2の乗艇場所から脱出する人員の合計を30分以内に脱出させることができる数の降下式乗込装置をいずれかの舷に備え付けることとして差し支えない。この場合において、それぞれの甲板に備え付ける降下式乗込装置は、互いに反対舷に積み付けること。</p>
--	--	---